

「給食無償化」に関する課題の整理

はじめに

令和5年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」との方向性が示されたところである。

その後、文部科学省において、学校給食実施状況等調査、学校給食実施状況等に係る追補調査、学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査を実施し、令和6年6月12日に「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果について¹（以下、「実態調査」という。）を公表した。

●実態調査の概要

（1）学校給食実施状況等調査（令和5年5月1日現在）（一般統計、隔年で実施）

学校給食を実施している国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（以下「夜間定時制高等学校」という。）を対象に学校給食を実施している学校数等、学校給食調理員の配置状況、公立小・中学校における学校給食費の平均月額等を調査

（2）今回新たに実施した調査（教育委員会を対象に実施）

① 学校給食実施状況等に係る追補調査（令和5年5月1日現在）

学校給食実施状況等調査で捕捉できない内容を補完するため、学校給食を実施する公立学校における給食の提供を受けていない児童生徒数や実施内容別の学校給食費等について調査

② 学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査（令和5年9月1日現在）

教育委員会が実施する学校給食費の無償化の状況について、支援の対象や要件等を調査

¹ <https://www.mext.go.jp/content/20240612-mxt-kenshoku-000036395-1.pdf>

本資料は、学校給食の無償化を実施する自治体の特徴など、更に分析し、学校給食の経緯や制度面・法制面等を踏まえつつ、「給食無償化」に関する課題を整理したものである。

I 学校給食の経緯

我が国の学校給食は、明治 22 年(1889 年)に山形県鶴岡市の私立忠愛小学校において、仏教慈善団体が貧困児童に対する就学奨励のために実施したのがはじめであるとされている。

国が学校給食に初めて関与したのは、昭和 7 年(1932 年)に経済不況による就学困難児童救済のため、「学校給食実施の趣旨徹底方並びに学校給食臨時施設方法」に関する訓令により、国庫から 67 万円を支出して学校給食を奨励したのを発端とする。その後、学校給食は、貧困児童救済から、栄養不良児、身体虚弱児を対象とする保健施策的性格を強めたが、第二次世界大戦の深刻化とともに中止された。

終戦後の昭和 21 年(1946 年)12 月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達により、極度の食糧不足に対処し発育の助長と健康保持を目指して全校児童を対象とする学校給食が実施され、学校給食は教育活動の一環として位置付けられた。この際、給食費については、児童から実費を徴収することとし、生活保護世帯に対しては、生活保護法に基づく生活扶助(当時)による措置が講じられた。

●学校給食実施の普及奨励について (昭和 21 年 12 月 11 日 文部次官・厚生次官・農林次官)(抄)

各地方長官 殿

学童の体位向上並に栄養教育の見地から、ひろく学校において適切な栄養給食を行うことは、まことに望ましいことである。

今般政府は連合軍総司令部の行為に基づき学校給食用として食品等を漸次国民学校に対し特別配給して、全国的に学校給食実施の強化充実を企画することになった。都道府県においては左記事項に留意し、地方の実情に即応する恒久的の学校給食施設の普及に万全の策を講じ、之が徹底に遺憾なきよう期せられたい。命により通牒する。

追って都道府県においては、本月末までに具体的実施計画を作製して文部省体育局長に報告されたい。

一 実施要領

(一)対 象

国民学校の全児童(教員を含む)を対象とする。但し実施し得る学校より漸次開始する。

(二)略

(三)実 施 時 期

A 昭和二十二年一月から開始する。

B 学校においては、授業日の昼食時に実施することを原則とする。

(四) 略

(五)食 費

児童から実費を徴収する。但し生活保護法に該当する者の世帯児童に対しては、昭和二十一年九月三日発体一〇五号文部省体育局長並に厚生省者社会局長連名通牒に基く措置を講ずる。

二～五 略

昭和 29 年（1954 年）6 月には「学校給食法」が制定され、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の設置者に対し、給食実施の努力義務が課せられた。また、国による自治体に対する補助は、公立又は私立学校による学校給食の開設に必要な施設・設備に要する経費のみが規定されていた。学校給食に関する経費の扱いについては、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費、学校給食に従事する職員の給与その他の人件費は、学校設置者の負担、それ以外の学校給食に要する経費（主に食材費）については保護者の負担とされた。

昭和 31 年（1956 年）3 月には学校給食法の一部を改正する法律が成立し、学校給食法の対象範囲が中学校にまで拡大された。その際、公立小学校の設置者が、生活保護法に規定する要保護者（以下、単に「要保護者」という。）及び要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの（以下、「準要保護者」という。）の学校給食費を支援する場合の経費について、国による自治体への補助対象となった。

同年 6 月には、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が制定され、夜間定時制高等学校が学校給食の範囲に含まれるようになった。昭和 32 年（1957 年）5 月には「盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」が制定され、盲学校、ろう学校又は養護学校における学校給食の範囲が幼稚部及び高等部にも拡大した。また、同月、学校給食法についても改正が行われ、国の補助対象が、公立中学校の設置者が要保護者及び準要保護者の学校給食費を支援する場合の経費にまで拡大された。

国による地方公共団体に対する補助のうち、準要保護者の支援に関するものについては、平成 17 年（2005 年）のいわゆる「三位一体改革」により、税源移譲した上で一般財源化され、学校給食法からも関連規定が削除された²。

平成 17 年には、議員立法により食育基本法が制定された。同法では、国の責務として、食育に関する基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することを規定するとともに、政府全体の食育の推進体制として、内閣府に食育推進会議を設置することとした³。また、学校給食についても、「国及び地方公共団体

² 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 23 号）

³ 食育推進会議については、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のため

は、・・・(略)・・・農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、・・・(略)・・・等必要な施策を講ずるものとする。」との規定が設けられた。

学校給食法については、平成 20 年（2008 年）に大幅に改正され、食育の観点から学校給食の目標が改定されるとともに、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進、学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準の法的根拠に関する規定が新設された。

Ⅱ 学校給食法の目的と主な施策

学校給食法では、目的として「学校給食の普及充実」「学校における食育の推進」を定めている。学校給食の実施及び学校給食を通じた食育の推進により目指す目標としては、以下の 7 点が列挙されている。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食法に掲げる目的・目標の実現に向け、同法をはじめとする各種法令に基づき、以下の措置を講じている。

（１） 学校給食の努力義務（学校給食法第 4 条）

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（２） 給食施設・設備の新設等に対する国庫補助（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条等）

国は、地方公共団体が学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を交付する。

めの国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号）により、平成 28 年度より農林水産省に移管。

※新增築の場合 1 / 2、改築の場合 1 / 3

(3) 学校給食実施基準・学校給食衛生管理基準の策定（学校給食法第 8 条・第 9 条）

国は、児童生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準（学校給食実施基準）、並びに学校給食の実施に必要な施設設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（学校給食衛生管理基準）を策定する。

(4) 栄養教諭等による食に関する指導の推進（学校給食法第 10 条）

栄養教諭は、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う。

その際、学校給食への地場産物の活用などの創意工夫を地域の実情に応じて行い、地域の食文化、食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童生徒の理解の増進を図るよう努める。

また、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずる。

なお、学校栄養職員（栄養教諭以外の学校給食栄養管理者）についても、栄養教諭に準じた指導を実施するよう努めることとしている。

(5) 栄養教諭等の給与費等の国庫負担（義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給与負担法）

栄養教諭及び学校栄養職員については、県費負担教職員制度の対象であり、市（指定都市を除く。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の栄養教諭・学校栄養職員の給与については、都道府県が負担する。

また、義務教育費国庫負担制度により、その 3 分の 1 を国が負担している。

(6) 経済的困窮世帯への教育扶助・就学援助（生活保護法第 13 条、学校給食法第 12 条等）

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者の学校給食費については、現在、次に掲げる方策により減免されている。なお、全児童生徒のうち、要保護者の占める割合は約 1 %、準要保護者の占める割合は約 13 %である⁴。

⁴ 要保護者又は準要保護者に該当し、学校給食費以外のものも含めて教育扶助又は就学援助を受けている者の割合である。学校給食費に特化した場合、自治体独自の無償化と就学援助等のどちらを優先するかは自治体によって異なるため、必ずしも正確な割合を示すことができない。

要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対する学校給食費の補助に関する学校給食法の規定については、昭和 31 年の改正により新たに設けられた。理由としては、「学校給食費に対する援助は、従来、生活保護法の規定により実施されてはいた。しかしこの法律の規定には該当しないが、これに準ずる程度に貧困な家庭の児童が、なお相当数おって、学校給食費の未納額が累増し、給食実施上最大の課題となっていた」⁵ためである。

① 生活保護の教育扶助

生活保護世帯に属する小中学生の場合、義務教育に伴う学校給食費については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助の対象となり、基本的に無償である。費用については、生活保護法に基づき国が 4 分の 3 を、地方公共団体が 4 分の 1 負担することとなっている。

② 要保護者への就学援助

要保護者であって、教育扶助を受けていない者については、学校給食法第 12 条の規定に基づき、公立学校の設置者が、学校給食費の全部又は一部を補助することとされている。この場合、国はその経費の 2 分の 1 を補助することとなっている。ただし、要保護者に該当する場合には、ほとんどが教育扶助を受けているため、要保護者に対する就学援助に関する補助実績は、ここ数年、毎年 100 人を下回っている。

③ 準要保護者への就学援助

準要保護者については、昭和 31 年の学校給食法の改正以降、要保護者への就学援助と同様に、公立学校の設置者が、学校給食費の全部又は一部を補助することとされており、国はその経費の 2 分の 1 を補助していた。その後、平成 17 年のいわゆる「三位一体の改革」により国の補助を廃止し、税源移譲とともに一般財源化され、各市町村が単独で実施している。

ほとんどの自治体が、学校給食費相当額の全額を補助対象としているが、一部、定額又は定率の補助上限を設定している自治体も存在する。

④ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童生徒並びに通常学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等のうち一定の所得を下回る者に対しては、特別支援学校の場合は都道府県が、それ以外の場合は市町村が、学校給食費の全部又は一部を補助することとされており、国はその経費の 2 分の 1 を負担している。

特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者については、収入額が生活保護基準の 1.5 倍を下回る場合には学校給食費の全額、1.5 倍以上 2.5 倍未満の場合は半額が補助対象になる。また、それ以外の児童生徒の保護者については、収入額が生活保護基準の 2.5

⁵ 文部省、日本学校給食会 『学校給食の発展』（昭和 51 年 3 月）

倍を下回る場合には学校給食費の半額が補助対象となる。

Ⅲ 自治体独自の「給食無償化」の実施状況

(1) 給食無償化する自治体の特徴

実態調査では、地方公共団体の自己財源や地方創生臨時交付金⁶、ふるさと納税、都道府県からの補助等も活用しながら何らかの形で「給食無償化」を実施している自治体は 722、また、令和 5 年 9 月 1 日時点で小中学生全員を対象にした給食無償化を実施している自治体は 547 存在することが判明した。

実態調査の結果に基づき、給食を無償化している自治体の状況について分析を加えた結果は、以下のとおりである。

- ・ 財政力指数⁷との関係では、条件なしの給食無償化（設置する小中学校等の児童生徒に対し、条件を付けずに無償化の対象とすること）を実施している割合は、財政力指数 0.25 未満の自治体では 49.6%、0.25 以上 0.5 未満の自治体では 33.4%、0.5 以上 0.75 未満の自治体では 21.7%、0.75 以上 1 未満の自治体では 15.6%、1 以上の自治体では 24.6%である。
- ・ 市町村の人口規模別では、小規模な自治体ほど条件なしの給食無償化を実施している割合が高い一方、人口 5 万人を超えると、完全無償化を実施する自治体の割合に変化は見られなくなる。ただし、他の市町村と行財政構造が異なり、かつ人口規模が比較的大きい東京都特別区を除いて比較すると、小規模な自治体ほど条件なしの給食無償化の割合が高い傾向がみられる。

(2) 自治体独自の給食無償化の目的

実態調査において、自治体独自の給食無償化の目的を調査したところ、約 9 割の自治体において、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、つまり現在児童生徒がいる家庭への支援を目的としており、将来の子供の増加を期待した少子化支援を目的とした自治体は約 1 割であった。また、定住・転入の促進、地域創生や、食育の推進などを目的に掲げて給食無償化を実施している自治体は、それぞれ 5 %に満たなかった。

(3) 自治体独自の給食無償化に関する目標設定や成果検証・評価の実施状況

実態調査の結果から、成果目標を設定している自治体は 97(無償化実施自治体の 13.4%)であり、また、成果検証・評価を実施する自治体は、「実施済」「実施予定有」を合計して

⁶ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

⁷ 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

も、119（無償化実施自治体の16.5%）であることが判明した。

実態調査の結果を踏まえ、給食無償化を実施する自治体に対し、成果目標の設定について追加で尋ねたところ、「対象者への支給率・支給人数・支給額」と回答した自治体が46など、短期的なアウトカムを設定している自治体は一定数存在した。

一方、本来の政策効果の検証に必要である、「出生数」「出生率」「子育て世帯の移住数・移住割合」「婚姻数」などの中長期的なアウトカム指標については、成果目標を実施している自治体の中でも7割以上が定めていないということが判明した。

IV 学校給食に関する経費の負担

学校給食法制定以来、学校給食費のうち施設及び設備に要する経費（修繕費を含む）及び人件費については学校の設置者の負担（人件費のうち指定都市を除く市町村立学校における県費負担教職員である栄養教諭及び学校栄養職員の給与費等については都道府県の負担。また、県費負担教職員である栄養教諭及び学校栄養職員の給与費等については3分の1が国庫負担）とし、食材費等については保護者の負担とされている。

この点について、昭和45年（1970年）2月の保健体育審議会（当時）答申においては、以下のように示されている。

●義務教育諸学校等における学校給食の改善充実方策について（答申）（昭和45年2月28日 保健体育審議会）

保護者の負担とされている学校給食費を公費で負担すべきという意見もあるが、経費負担は責任分担の問題でもあり、学校給食は学校の設置者と保護者とが協力してはじめてよくその目的を達しうるものであると考えられる。

したがって経費負担に関しても両者がその責任を分担すべきものとするのが適当である。その分担関係をいかようにするかについては絶対的な基準が存在するわけではないが、学校における他の諸経費の例からみても、施設設備費、職員給与費は公費負担とすることが順当であろう。

また、その残余（主として食材料費）を保護者負担とすることは、食費が一般的には個人の負担に帰すべきものであり、また、まとめて食材料を調達すること等の効果により、ここに食事する場合にくらべて経済的に負担が軽減されている等のことからみて、無理のないことであろう。

もっとも生活困窮者で学校給食費の負担にたえないものに対しては、従来どおり特別の助成措置を講ずる必要がある。

なお、近時、社会政策の一環として児童手当の創設が検討されている。このような大きな社会政策との関連をも考慮すれば、学校給食費の公費負担という考えも論議になりうることはあるが、このことは学校給食の改善充実の観点のみからではなく、さらに観点

を広げて検討すべききわめて大きな政策課題であると考えられるので、本審議会としては、今日の段階ではとりあげて論議をすることをさしひかえた。

なお、学校給食法において保護者負担とされている食材費等についても、学校設置者等の地方公共団体が独自に負担することは、法令に抵触するものではない。

実際に、ここ数年の食材費等の高騰を受け、9割以上の自治体において、地方創生臨時交付金等を活用し、学校給食費の値上げを抑制している。また、地方公共団体の自己財源や地方創生臨時交付金、ふるさと納税、都道府県からの補助等も活用しながら何らかの形で「給食無償化」を実施している自治体は722、また、令和5年9月1日時点で小中学生全員を対象にした給食無償化を実施している自治体は547存在した。

V 給食無償化に関する課題

学校給食法に規定されているように、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、単なる学校生活における適切な栄養摂取という目的を超え、食育における「生きた教材」として教育的意義を有するものである⁸。

このため、学校給食法においては各学校設置者に対し給食実施の努力義務を課すとともに、文部科学省としても、給食の開設に必要な施設・設備に要する経費に対する補助や、学校給食に関する業務を担う基幹的教職員である栄養教諭・学校栄養職員の給与費等の負担を行っている。また、学校給食が適正に実施されるよう、学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準を策定している。あわせて、経済的困窮世帯に対する学校給食費に対する支援を実施することで、給食の円滑な実施に資するものとなっている。

他方、(中高所得者世帯を含む)全員を対象にした給食無償化は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。

このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理する。

⁸ 学校給食法第2条では、学校給食の目標として、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」が掲げられている。

なお、学校給食法をはじめとする法制面の取扱いについては、今後、どのような考え方・方法で学校給食費の負担軽減を図るかによって大きく異なるものであり、全体的な方針については、「Ⅱ 学校給食法の目的と主な施策」でも触れた、学校給食法第2条に定める学校給食の目標との関係も踏まえる必要があり、その上で、設置者と保護者との間の学校給食に要する経費の負担区分について定めている学校給食法第11条等の各関係規定等について検討していく必要があると考えられる。

(1) 児童生徒間の公平性の観点

① 喫食する児童生徒と喫食しない児童生徒の公平性

今回の実態調査の結果、完全給食の実施率は、学校数ベースで小学校 98.8%、中学校 89.8%、義務教育学校 98.6%、中等教育学校前期課程 58.9%、特別支援学校 88.9%が完全給食⁹を実施しており、年々増加している。公立に限定した場合、小学校 99.5%、中学校 97.1%、義務教育学校 99.0%、中等教育学校前期課程 74.3%、特別支援学校 88.7%である。

完全給食を実施していない公立学校について、各自治体にその理由を尋ねたところ、「他の施設で昼食が提供されるため」に該当する学校が、小学校で 42 校、中学校で 60 校存在した。こうした学校の多くは、児童自立支援施設、児童心理治療施設、病院、児童養護施設、寄宿舎等に隣接し、これらの施設に入所又は入院する児童生徒が通うことを念頭に設置されており、昼食時には一旦施設等に戻り、昼食を喫食している。

一方、各教育委員会による回答によれば、給食施設・設備の問題¹⁰、地理的理由で困難、財政的理由で困難、等の理由により、完全給食が提供されていない学校も存在する。また、夜間中学や学びの多様化学校等、教育課程上一律に提供することが困難¹¹、中高一貫校で高校生と同じ環境¹²を想定などの回答もあり、結果的に、一部の学校においては完全給食が提供されていない。

また、給食を実施している学校においても、重度のアレルギー等の理由により弁当を持参している生徒が存在するほか、一部の自治体で、中学校を中心に選択制の学校給食を実施しており、公立学校においても、約 28 万 5 千人が給食を恒常的に喫食していないと推測される。

仮に、学校給食費を無償化した場合、給食を喫食している児童生徒の保護者等にとっては給付の恩恵がある一方、給食を喫食していない児童生徒の保護者等にとっては恩恵が無く、公平性の問題が生じる。

⁹ 給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食。

¹⁰ 補食給食を実施しており、米飯の炊飯施設がない場合も含まれる。

¹¹ あくまで自治体が回答する理由であって、夜間中学や学びの多様化学校であっても給食を実施する学校は存在する。

¹² 食堂や購買の利用等。

なお、既に自治体独自で給食無償化を実施している自治体の中には、これらの保護者等に対し、子育て支援施策の一環として学校給食費に相当する金銭を給付しているところもある。

② 自治体による学校給食費（食材費）の違い

学校給食に使用する食材については、学校給食実施基準等を踏まえつつ、各学校及びその設置者の判断により決定される。実態調査によると、都道府県単位で平均した学校給食の食材費は、小学校が 3,933 円（滋賀県）～5,314 円（福島県）、中学校が 4,493 円（滋賀県）～6,282 円（富山県）であり、1.4 倍弱の開きがある。

（２） 格差是正策としての妥当性の観点

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者等の学校給食費については、生活保護による教育扶助や、就学援助、特別支援教育就学奨励費により、全部又は一部が公費により補助されている。要保護又は準要保護に該当する児童生徒の割合は、全児童生徒の約 14% であり、ほとんどの場合、学校給食費は無償となっている。

これに対し、所得制限を課さない「給食無償化」は、現在給食無償化になっている経済的困窮世帯にとっては、追加的な恩恵はなく、格差是正の観点に乏しい。

（３） 国と地方の役割分担の観点

経済的困窮世帯については、Ⅱ（６）で示したとおり、生活保護による教育扶助や就学援助等により学校給食費の負担軽減が講じられているが、その大半を占めるのが準要保護世帯に対する就学援助である。

準要保護世帯に対する就学援助は、平成 17 年のいわゆる「三位一体の改革」により、税源移譲が行われ、一般財源化されたものである。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある。

なお、独自に給食無償化を行えるのは財政力指数の高い自治体のみであるとして、財政力格差の観点から、国による一律の無償化を求める主張もある。しかし、Ⅲ（１）で示したとおり、財政力指数に応じて自治体を 5 分類（財政力指数が①0.25 未満、②0.25～0.5 未満、③0.5～0.75 未満、④0.75～1 未満、⑤1 以上）し、それぞれの給食無償化実施状況を分析してみると、①0.25 未満の自治体では、約半数の自治体で、小中学校ともに完全無償化を実施しているが、②から④にかけて無償化を実施している自治体の割合は減少し、最もその割合が低い④0.75～1 未満の区分では、小中学校ともに完全無償化している自治体は 15.6%、校種限定・条件付きなどで実施している 16.8%を合わせても 32.4%となっている。一方、⑤1 以上の自治体では、小中学校ともに完全無償化しているのが 24.6%、校種限定・条件付きなどは 14.5%で、合わせて 39.1%と、その割合はまた上がっていた。この結果を踏まえると、「財政力指数が高いほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い」という傾向はみられなかった。

(4) 効果的な少子化対策の観点

公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校（幼稚部・高等部）の学校給食費¹³の合計額は、既に教育扶助や就学援助の適用により無償化されている児童生徒の分も含めて約 4,832 億円（推計）であり、「給食無償化」の拡大には、安定的な財源の確保を要する。

一方、少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、全国一律に行う「給食無償化」が少子化対策としてより効果的な施策であるか否かとの観点からの検討が必要である。

なお、自治体独自の給食無償化を実施している自治体においては、約 9 割がその目的を「子育て支援」「少子化対策」としていたものの、成果目標の設定や検証等を実施した自治体は少数であった。

¹³ 実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額